

定 款

芝浦機械株式会社

芝浦機械株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、芝浦機械株式会社と称し、英文では SHIBAURA MACHINE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 工作機械、繊維機械、製紙機械、印刷機械、産業機械、電気機械、電子機器、半導体製造装置、油圧機器、金型、食品関連機械、公害防止装置およびその部分品の製造ならびに販売
- (2) 鋳物の製造および販売
- (3) 機械器具設置工事
- (4) 濃度、騒音レベル等の計量証明、建築物の環境測定および作業環境測定の事業
- (5) プラスチック、金属、鋳物、化学薬品、石灰製品等の測定および分析
- (6) 建物、構築物等の保全、建設および修理
- (7) 廃棄物の収集および運搬
- (8) 医療用具の製造および販売
- (9) 土地の造成および分譲、ならびに不動産の開発、利用、売買、賃貸、仲介および管理
- (10) 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7 千 2 百万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社では、これを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期および場所)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

2. 株主総会は、静岡県、東京都または神奈川県においてこれを招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

第 13 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

(決 議)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき株主総会の決議は、前項にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 16 条 株主総会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、10 年間本店に備え置く。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の定員および選任)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内、監査等委員である取締役は 4 名以内とし、株主総会で選任する。

ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第 20 条 取締役は、取締役会を組織する。

(取締役会の招集)

第 21 条 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに各取締役役に対して通知を発するものとする。

ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役 3 名以内を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名を定めることができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名を行なう。

2. 前条の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
3. 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤の監査等委員)

第 27 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第 28 条 監査等委員は、監査等委員会を組織する。

(監査等委員会の招集)

第 29 条 監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに各監査等委員に対して通知を
発するものとする。

ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ない
で開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第 30 条 監査等委員会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその
他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名
押印または電子署名を行なう。

2. 監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 31 条 当会社の会計監査人は、株主総会で選任する。

(会計監査人の任期)

第 32 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに
関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総
会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度および決算期)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年
度末日を決算期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、
法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議
により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

4. 未払配当金には、利息を支払わない。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

以 上

1949年(昭和24年)	3月11日	作成認証
1949年(昭和24年)	7月25日	臨時株主総会において変更
1949年(昭和24年)	11月30日	第1回定時株主総会において変更
1950年(昭和25年)	8月30日	臨時株主総会において変更
1951年(昭和26年)	11月30日	第5回定時株主総会において変更
1953年(昭和28年)	1月26日	臨時株主総会において変更
1954年(昭和29年)	9月10日	臨時株主総会において変更
1955年(昭和30年)	11月28日	第13回定時株主総会において変更
1956年(昭和31年)	10月30日	臨時株主総会において変更
1959年(昭和34年)	5月28日	第20回定時株主総会において変更
1960年(昭和35年)	5月30日	第22回定時株主総会において変更
1961年(昭和36年)	2月27日	臨時株主総会において変更
1964年(昭和39年)	11月28日	第31回定時株主総会において変更
1966年(昭和41年)	11月30日	第35回定時株主総会において変更
1968年(昭和43年)	5月29日	第38回定時株主総会において変更
1972年(昭和47年)	11月28日	第47回定時株主総会において変更
1975年(昭和50年)	5月29日	第52回定時株主総会において変更
1977年(昭和52年)	6月29日	第54回定時株主総会において変更
1982年(昭和57年)	6月29日	第59回定時株主総会において変更
		(一部1982年(昭和57)年10月1日実施)
1991年(平成3年)	6月27日	第68回定時株主総会において変更
1994年(平成6年)	6月29日	第71回定時株主総会において変更
2002年(平成14年)	6月27日	第79回定時株主総会において変更

2003年（平成15年）	6月27日	第80回定時株主総会において変更
2004年（平成16年）	6月29日	第81回定時株主総会において変更
2006年（平成18年）	6月28日	第83回定時株主総会において変更
2007年（平成19年）	6月26日	第84回定時株主総会において変更
2009年（平成21年）	6月25日	第86回定時株主総会において変更
2013年（平成25年）	6月26日	第90回定時株主総会において変更
2018年（平成30年）	6月22日	第95回定時株主総会において変更 (2018年（平成30年）10月1日実施)
2019年（令和元年）	6月21日	第96回定時株主総会において変更 (2020年（令和2年）4月1日実施)
2021年（令和3年）	6月21日	第98回定時株主総会において変更
2022年（令和4年）	6月30日	第99回定時株主総会において変更 (2022年（令和4年）9月1日実施)
2024年（令和6年）	6月24日	第101回定時株主総会において変更